

2007年3月8日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年2月21日付けで諮問（第246号）された個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

国民健康保険法・地方税法・介護保険法及び老人保健法（以下「各法」という。）では、それぞれの保険料（税）算定及び医療費負担区分を判定するために、地方税法で定める各収入の合計額・各所得の合計額・所得控除・市民税額及び県民税額等を用いている。

また、各法では、市町村等は、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の

提供を求めることができる、とされている。

このことによる照会は、既に多数有り、市町村等から各法の規定に基づく所得等の調査書により、個人市民税課税情報の目的外提供の依頼が増加することが見込まれ、迅速な対応が求められるため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に個別に諮問するという手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをするべく諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 収入・所得の種類 金額

(イ) 総所得金額・総所得金額等・合計所得金額

(ウ) 繰越控除額・分離課税所得に係る特別控除額

(エ) 所得控除の種類 金額

(オ) 扶養者の人数

(カ) 市民税・県民税の均等割額及び所得割額

イ 目的外提供の相手方

(ア) 国民健康保険法・介護保険法…市区町村

(イ) 老人保健法…市区町村長

(ウ) 地方税法…徴税吏員又は市区町村長

ウ 目的外提供の根拠規定

(ア) 国民健康保険法第113条の2

(イ) 地方税法第20条の11

(ウ) 介護保険法第203条

(エ) 老人保健法第79条の3

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、各法の規定に基づくものである。

各法の規定は、市区町村等は、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる、と規定しており、各市区町村等に、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した市区町村等によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、業務の適正かつ迅速な対応及び負担の公平のために行うものである。

(イ) 目的外提供の必要性

本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存

在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

その理由としては、課税内容に係る個人情報、その年度の4月1日が属する年の1月1日に住所を有する市区町村に課税権が有るため、その市区町村しか把握ができない。1月2日以降に転出した者に係る課税状況は転出先の市区町村ではわからず、本人はその課税状況を、転出先の市区町村に提出することはまず無いに等しい状況から、当該市区町村では、保険料（税）の算定、医療費負担区分判定ができず、把握が出来ている市区町村民との公平性が保てなくなってしまう。

また、本件の照会が、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、各保険料（税）の算定、医療費負担区分判定についての決定業務のために行うもので、迅速に取り扱われるべきものであり、各保険業務に支障が生じること及び市区町村民税・都道府県民税が確定する6月頃に、本来の課税業務ではない当該照会文書が集中し、1日約100～600件になることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 実施時期

藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認以降

(5) 添付書類

- ア 国民健康保険法（抜粋）
- イ 地方税法（抜粋）
- ウ 介護保険法（抜粋）
- エ 老人保健法（抜粋）
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、各法の規定に基づくものである。

各法の規定は、市区町村等は、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる、と規定しており、各市区町村等に、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した市区町村等によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、業務の適正かつ迅速な対応及び負担の公平のために行うものである。

また、本件の目的外提供に係る個人情報、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

その理由としては、課税内容に係る個人情報は、その年度の4月1日が属する年の1月1日に住所を有する市区町村に課税権が有するため、その市区町村しか把握ができない。1月2日以降に転出した者に係る課税状況は転出先の市区町村ではわからず、本人はその課税状況を、転出先の市区町村に提出することはまず無いに等しい状況から、当該市区町村では、保険料（税）の算定、医療費負担区分判定ができず、把握が出来ている市区町村民との公平性が保てなくなる事となる。

さらに、本件の照会が、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められるものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、各保険料（税）の算定、医療費負担区分判定についての決定業務のために行うもので、迅速に取り扱われるべきものである。また、市区町村民税・都道府県民税が確定する6月頃に、本来の課税業務ではない当該照会文書が集中し、1日約100～600件になる。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上